⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑾　二次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否については、一次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否と併せて通知する。
　なお、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記４⑶に該当する者は、現に２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合であっても、上記４⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の決定を受け、かつ、指名されていなければならない。
　当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局室蘭開発建設部契約課（〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14　電話0143―25―7026）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請を受け付ける。
⒁　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。
⒂　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiya Hara, Director of Muroran Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin Atubetugawa Bridge, Hidaka Expressway, Hidaka Town, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 18 July 2014
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 12 : 00 p.m. 26 August 2014
⑹　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 p.m. 9 October 2014 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 9 October 2014 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 9 October 2014)
⑺　Contact point for tender documentation : Masashi Mori, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Muroran Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―14, Irie-Cho, Muroran, Hokkaido 051―8524, Japan TEL 0143―25―7027 ext. 410

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
平成 26 年７月 14 日
分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局　新潟国道事務所長
近藤　　淳

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　朝日温海道路予備設計その４業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、国道７号朝日温海道路事業の一環として、道路設計、平面交差点設計、立体交差点設計、一般構造物設計、トンネル設計及び橋梁設計を実施するものである。
　主な業務内容は以下のとおりである。
・道路設計　一式
・平面交差点設計　一式
・立体交差点設計　一式
・一般構造物設計　一式
・トンネル設計　一式
・橋梁設計　一式
⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成27年３月20日
⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
⑹　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑺　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。
⑻　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
⑼　本業務は、若手技術者の育成支援を目的として、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者に代えて技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者を技術提案書のヒアリングに参加させたい場合、技術提案書提出者からの申し出により参加を認める試行業務である。

2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。
ア　単体企業
１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。
３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
⑶　参加表明書に関する要件
１）参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
ア　同種又は類似業務等の実績　参加表明書を提出する者は、平成16年度以降（公示日時点で完了している業務も対象とする）に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、特殊法人等（注１）、都道府県、政令市が発注した、下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）
　なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。